

第4章

全体構想

1. 土地利用
2. 交通体系
3. 都市施設
4. 市街地整備
5. 都市防災
6. 都市景観
7. 都市環境

第4章 全体構想

1. 土地利用

《基本的な考え方》

■市街化区域【バランスある都市機能の配置とコンパクトな都市の発展】

- ・住宅地、商業・業務地、産業地等の計画的な機能充実、配置を図りながら、市民の快適な暮らしを支える都市基盤の整備を図ります。
- ・都市と自然との調和ある土地利用を図るため、過度な市街地の拡散の抑制を念頭に、コンパクトな都市の発展を図ります。
- ・良好な住宅環境を確保するための適正な土地利用の誘導や、市街地の特性、方向性に応じた地域地区の指定を検討します。

■市街化調整区域【豊かな自然・田園・農村環境の保全と活用】

- ・本市が有する豊かな自然環境や農地等の保全を図りながら、観光・レクリエーション機能の強化による交流人口の拡大を目指します。
- ・農村集落は、道路等の必要な都市基盤施設の整備・維持管理や、地域コミュニティの維持、活力づくりの支援により、地域の魅力を活かした住みよい環境づくりを図ります。
- ・高速道路 I C 周辺は、広域交通ネットワークを活かした産業拠点の形成を検討します。

■非線引き地域【生活環境の向上と自然・田園環境に配慮した計画的な土地利用】

- ・非線引き地域（市街化区域・市街化調整区域の設定がされていない地域）について、用途地域を定めている地域は、現状の都市活動を支える諸機能を維持するとともに、生活環境の向上に向けた必要な機能の配置や都市基盤の整備を図ります。
- ・用途地域を定めていない地域は、集落の生活環境の向上を図るとともに、自然・田園環境への影響に配慮し、開発等の規制・誘導による計画的な土地利用を図ります。

《基本方針》

■市街化区域

(1) 住居系土地利用

① 低層住宅地

- ・低層住宅地としての用途地域（第一種・第二種低層住居専用地域）を中心に、ゆとりある空間を確保するとともに、安全で快適な住環境の形成を図ります。
- ・低層住宅地以外においても、住居系の開発により良好な居住環境が形成されている地区は、その環境の維持を図ります。
- ・市街地の縁辺部等において基盤整備が十分でない市街地は、無秩序な市街化を抑制しながら、道路・公園等の基盤整備を計画的に促進します。
- ・より快適な住環境を確保するため、地区計画等の導入を検討します。



箱森西部地区



富田地区



合戦場升塚西部地区

② 中高層住宅地

- 前記①以外の住居系用途地域は、住みよい住環境を確保しつつ、生活利便性を支援する機能との共存を図ります。
- 鉄道駅周辺や幹線道路沿道は、商業業務機能と連携した利便性の高い中高密度な住宅地の配置を図ります。
- 中高層住宅地や、生活利便・沿道商業業務等の機能を活かした環境づくりが必要なエリアは、地区計画の導入や特別用途地区の指定等を検討します。

(2) 商業・業務系土地利用

① 中心商業・業務地

- 栃木駅北側を中心とした駅周辺は、本市の中心商業・業務地としての機能強化を図ります。
- 行政機能を維持するとともに、情報、文化、娯楽機能等の立地を促進し、生活や産業活動等の都市活動を支え、人が集まる土地利用を図ります。



栃木駅前商業・業務地

② 商業地

- 各地域の鉄道駅周辺において、近隣商業地域が指定されているエリアを中心に、地域の賑わい、活力の創出を支援する土地利用を図ります。
- 買い物等の日常生活を支える機能を併せた地域の核として土地利用を図ります。

③ 沿道商業・業務地

- 環状道路・国道・主要地方道等の広域幹線道路沿道は、周辺の住宅地や自然環境に配慮しつつ、生活利便性を高める沿道型商業サービス施設等の立地を促進します。
- より交通利便性を活かした商業活性化と雇用機会創出に資する沿道商業・業務地としての土地利用を誘導するため、特別用途地区等の指定を必要に応じ検討します。

(3) 工業系土地利用

① 産業・流通業務地

- 本市の活力を支える既存の産業団地・産業地等の機能向上を図るとともに、広域交通ネットワークを活かした産業系の土地利用誘導を図ります。
- 工業専用地域やそれ以外の工業系用途地域（工業地域・準工業地域）に加え、既存の大規模産業系施設においても、周辺の住環境・自然環境と調和した土地利用を促進します。
- 既存の産業・流通業務地の周辺や、交通利便性に優れたエリア（高速道路インターチェンジ・幹線道路周辺等）は、その立地条件等を踏まえながら、産業活性化に向けた新たな産業系の土地利用を検討します。



惣社東産業団地



千塚町上川原産業団地

② 住工共存業務地

- 住宅と工場、倉庫等が混在する地区は、良好な居住環境と操業環境の共存を図るとともに、必要に応じ、暮らしやすい環境形成を目的とする住居系用途への転換を検討します。

■市街化調整区域

(4) 田園・自然系土地利用

① 田園集落地

- 既存集落の形態を活かしつつ、自然・田園環境と調和した環境の保全を図ります。
- 生活道路の整備や生活利便施設等の立地促進、地区計画制度の活用等により、生活環境の向上・改善を促進します。
- 住宅地の開発や立地は市街化区域への誘導を基本としますが、田園集落地におけるコミュニティの実情を踏まえ、その維持・活性化に寄与する制度（都市計画法第34条第11号）の活用を適切に図ります。



都賀地域の田園集落地

② 農地

- 農業生産環境を維持するため、優良農地を中心とした農地の確保や保全に努めるとともに、農業生産基盤の整備・充実を図ります。
- 農地の持つ多面的な機能を活かし、環境・景観・観光施策等と連携した利活用を検討します。
- 農地としての利用がされていない荒地等は、関係機関等との調整を図りながら、有効な利活用を検討します。



藤岡地域の農地

③ 山林・河川

- 将来にわたり維持すべき優れた自然環境として、山林・河川の保全を図ります。
- 市域北部から西部にかけて連なる山地、丘陵地は広域的な観光・レクリエーションの場として、その自然環境を保全しながら拠点的な活用を図ります。
- 主要な河川は、農業基盤を支え、景観や歴史性を表す貴重な資源として保全を図るとともに、水辺を活かした観光・レクリエーションの場として活用を図ります。

■非線引き地域

(5) 生活・田園・自然系土地利用

① 用途地域（住宅地、商業地、産業・流通業務地）

- 市全体の一体的な都市づくりに向け、都市計画区域の一本化と、計画的で適正な市街化を図るため、西方地域の区域区分（市街化区域・市街化調整区域の線引き）を住民等の合意形成を図りながら検討します。
- 西方地域における用途地域に即した土地利用や建築物の適正な立地誘導を図ります。
- 東武金崎駅周辺は、商業地としての環境を維持するとともに、地域の生活を支える都市機能の集約を図ります。
- 産業・流通業務地は、宇都宮西中核工業団地を拠点とした産業活性化を図るとともに、産業系の開発については、区域区分等を踏まえ、適正な規制・誘導を図ります。



東武金崎駅周辺



宇都宮西中核工業団地

② 用途地域を定めていない地域（田園集落地、農地、山林・河川）

- 良好な田園集落地の環境を確保するため生活基盤の整備を図ります。
- 農業生産環境を維持するため、優良農地を中心とした農地の確保や保全に努めるとともに、農業生産基盤の整備・充実を図ります。
- 現在は用途地域を定めていない地域として、開発等の規制・誘導を図っています。今後、区域区分を設定する場合には、住民等の合意形成を図りながら検討します。



西方地域の田園集落地

■市街化調整区域・非線引き地域

(6) IC周辺等

① IC周辺（栃木IC・佐野藤岡IC・都賀IC）

- 高速道路IC周辺は、地の利を活かした産業・流通拠点としての機能強化を図りながら、地域産業の活性化に寄与する拡充、新規位置づけ等を検討します。



栃木IC



佐野藤岡IC



都賀IC

② 都賀西方PAスマートIC（構想）

- 地域の活性化、周辺交通の円滑化、利用者の利便性向上、及び災害時の安全・安心の確保を目的として、都賀西方PAへのスマートICの整備を図ります。



スマートIC事例：上河内SAスマートIC
(国土交通省関東地方整備局ホームページより)

③ 幹線道路沿線

- 今後、新たに産業系の土地利用を検討するエリアにおいては、周辺の住環境・自然環境との共存を図るとともに、必要に応じて市街化区域への編入を検討します。



国道50号

2. 交通体系

《基本的な考え方》

■道路網の形成【安全で快適な市民生活と活動を支える道路網の形成】

- ・交通の要衝としての地の利を活かした広域的な都市連携や利便性向上等のため、高速道路や国道等の広域幹線道路の機能確保を図ります。
- ・主要地方道・一般県道等、都市の骨格を形成し、周辺市町を連絡する骨格的な主要幹線道路網の整備を図ります。
- ・主要幹線道路を補完しながら、地域の骨格を形成し、地域間のスムーズな移動を可能とする、主要な市道や都市計画道路等の幹線道路網の整備を図ります。
- ・日常生活において安全で便利な移動を支援する生活道路の確保を図ります。

■交通ネットワークの形成【交流・連携を支える交通ネットワークの形成】

- ・都市基盤となる道路整備に加え、自動車依存の緩和に向けた対策や、自転車や公共交通等の多様な交通手段で安全・快適に移動できる交通ネットワークの形成を図ります。

《基本方針》

■道路網の形成

(1) 道路網の整備

① 広域幹線道路

- ・本市の骨格的道路体系を構成する高速道路及び国道・主要地方道は、市域内をはじめ周辺都市と広域的な連携を強化する重要な軸として捉え、機能強化を促進します。



東北縦貫自動車道



国道50号



国道293号

② 主要幹線道路

- ・周辺市町や各地域間のスムーズなアクセスを確保するため、相互に結節する幹線道路の機能強化及び整備を促進します。
- ・栃木地域の都市拠点、本市の中心的市街地としての道路網を構築するため、環状道路等の整備を進めます。
- ・幹線道路沿道は、雇用の確保等に有効な開発を適正に誘導しながら、沿道施設への安全で円滑なアクセス性を高めるとともに、環境にやさしいスムーズな移動環境の整備を図ります。



栃木環状線



栃木粕尾線



栃木藤岡線

③ 幹線道路

- 主要な市道は、各地域間、主要施設間の円滑な移動環境を確保するとともに、安全・快適な移動を支援するため、適宜、整備・改良を実施します。
- 都市計画道路は、市街地内・市街地間の道路環境向上、生活・産業・交流・防災の骨格等、多様な機能を確保するため、既存区間の適正な維持管理と、計画的な整備を図ります。
- 特に、地域間を連携する都市計画道路が位置づけられていない藤岡地域とのネットワークは、今後の課題区間として位置づけ、関係機関との調整を図りながら、市域の一体的な連携確保に向け取り組んでいきます。
- なお、長期間にわたり未着手となっている路線は、周辺の交通の流れや事業の難易度等、道路整備に関する環境の変化を踏まえながら見直しを行います。

④ 生活道路

- 幹線道路からのアクセス、買い物や通勤・通学等に利用する生活道路は、市民生活の利便性向上や子どもたち等の安全性確保のため、整備・改良等を図ります。
- 市街地内等の建物が密集しているエリアや、住宅地等で道路幅員が狭小なエリア等を中心に、緊急車両の進入・活動等の防災機能を確保した安全な生活環境づくりのため、生活道路の整備・改良を図ります。

■交通ネットワークの形成

(2) 交通ネットワークの形成

① 公共交通ネットワークの整備

- 鉄道交通は、広域ネットワークを活かしたまちづくりのため、鉄道輸送力の強化、利便性の向上を促進します。また、超高齢社会に対応した誰もが安全で快適に利用できる環境を確保するため、バリアフリー化を促進します。
- 交通結節点・交流拠点として機能する鉄道駅・道の駅は、駅前広場の整備や機能充実を図ります。
- 公共公益施設や鉄道駅を連絡する有効な手段として、コミュニティバスやデマンドタクシーの充実を図ります。
- 駅周辺の道路整備等によりアクセスしやすい環境をつくり、公共交通の利用を促進します。

② 歩行者空間

- 公共公益施設等へのアクセスや地域内の回遊性を向上させるため、道路整備と併せた歩道等の設置や、公園や観光資源等を安全・快適に移動できる歩行者・自転車ネットワークの形成を図ります。
- 歩道等の設置に当たっては、バリアフリーに配慮した安全な歩行者空間の確保とともに、ゆとりと潤いのある街路空間の確保を図ります。

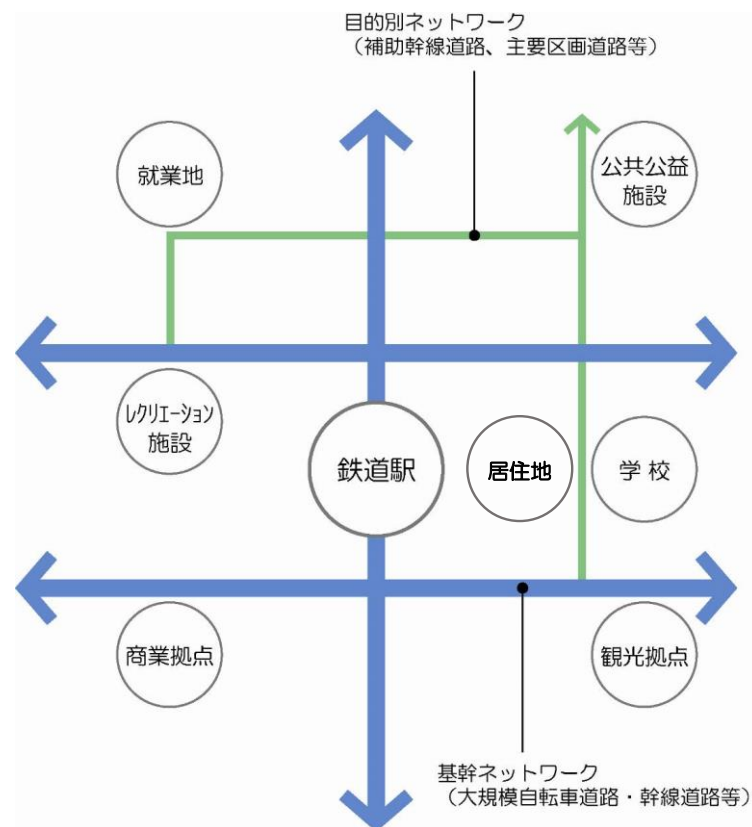
③ 自転車ネットワーク

- 安全で快適な自転車走行空間整備に向けた国の指針が示された中、自転車を効果的にまちづくりに活用していくため、主要道路等における自転車専用レーンの設置や駐輪場等の整備を進めます。併せて、自然、歴史・文化資源等の連絡等、観光施策との連携や、河川沿いの潤い環境を活用した自転車ネットワークの形成を図ります。
- 自転車道の整備による観光ネットワーク形成に当たっては、市内外からの利用を考慮して、幹線道路及び鉄道駅からのアクセスの確保を図ります。また、渡良瀬遊水地をはじめ知名度の高い観光エリアが対象となる場合は、周辺の駐車場まで自動車アクセスし、そこから自転車を利用する使い方も視野に入れた拠点整備を図ります。
- 一方、公共公益施設や学校等をつなぐ身近な自転車ネットワークの形成に当たっては、安全性・利便性等に配慮し、補助幹線道路や主要区画道路等を使用しながら、高密度できめ細かなネットワークの確保を図ります。



藤岡スポーツふれあいセンター

【自転車ネットワーク形成の基本的な考え方】



基幹ネットワーク：観光・レクリエーション等の主要な拠点や地域間を連携する自転車ネットワーク

*大規模自転車道：国土交通省が整備を進める広域的な自転車道
(本市においては一般県道桐生足利藤岡自転車線が整備済)

目的別ネットワーク：地域内の移動や生活動線を連携する自転車ネットワーク

3. 都市施設

《基本的な考え方》

- **都市公園・緑地等の適正な配置【市民の憩いの場、避難の場となる公園・緑地の適正な配置】**
 - ・市民の憩いの場や災害時における避難場所となる公園・緑地の適正な配置と機能充実及び維持管理を図ります。
- **自然環境の保全・活用【豊かな自然環境を守り活かした魅力ある都市環境の形成】**
 - ・本市の有する豊かな自然環境を大切に守りながら、それらを活かした特徴ある公園・緑地づくりを図ります。
- **自然環境等のネットワークの形成【自然環境や地域資源を活用したネットワークの形成】**
 - ・本市北部の山林エリアと南部の遊水地エリア等を核として、各地域の有する公園・緑地や自然資源等と連携しながら河川や田園環境等を結ぶ広域的なネットワークの形成を図ります。
- **市民の快適で清潔な生活を支える供給処理施設等の整備【快適な生活環境の形成】**
 - ・市民の快適で清潔な生活や都市活動を支えるため、上・下水道、汚物処理場、ごみ焼却場、火葬場の計画的な整備及び適正な維持管理を図ります。
- **市民の快適で文化的な生活を支える施設の整備【便利で魅力ある生活環境の形成】**
 - ・市民の快適で文化的な生活や都市活動を支えるため、学校教育施設、生涯学習施設、歴史・文化施設、医療・社会福祉施設、情報発信施設等の計画的な整備を図ります。

《基本方針》

■ 都市公園・緑地等の適正な配置

(1) 都市公園等の整備・充実

① 大規模公園

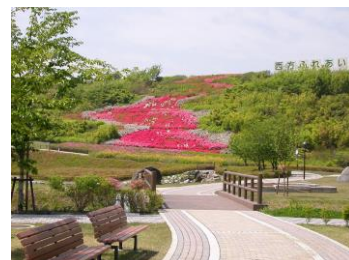
- ・広域的な憩いの場、レクリエーションの場、健康増進の場等として機能する、みかも山公園（県南大規模公園）・栃木市総合運動公園・大平運動公園（栃木磯山公園）・太平山風致公園・西方総合公園・岩舟総合運動公園の適正な維持管理と機能強化を図ります。
- ・渡良瀬緑地・永野川緑地公園の緑地は、施設の適正な維持管理と水辺と一体となった良好な緑地環境の保全を図ります。
- ・栃木市聖地公園・栃木市都賀聖地公園（都賀町聖地公園）の墓園は、安定的な墓地の供給と適正な維持管理及び自然環境と一体となった良好な環境の保全を図ります。



栃木市総合運動公園



永野川緑地公園



西方総合公園

② 小規模公園

- ・生活に身近な公園、地域活動等の場として機能する近隣公園や街区公園の必要な機能充実を図ります。
- ・駅周辺の密集市街地等、身近な公園が不足している地区においては、憩いの場の確保や防災機能等の面から、小規模公園の適正な配置を検討します。

③ 広場・ポケットパーク

- 公共施設や幹線道路等の整備や民間開発事業等と併せ、まちにゆとりと潤いを与える広場・ポケットパークの確保を図ります。

■ 自然環境の保全・活用

(2) 自然環境の保全と活用

① 遊水地・河川

- 渡良瀬遊水地は、貴重な自然環境として後世に引き継ぐとともに、積極的なPRによる情報発信を行い、市民や来訪者が活用しやすい環境づくりを図ります。
- 渡良瀬遊水地は、首都圏レベルの治水機能を担う重要な拠点として保全を図るとともに、良好な自然・親水環境を活かしたスカイスポーツ・ウォータースポーツ・サイクリング・ジョギング等のレジャー・スポーツの場として、さらなる利用促進や交流人口拡大に向けた活用を図ります。
- 永野川・巴波川・渡良瀬川・思川・三杉川の主要な河川は、治水機能の確保や貴重な自然環境を保全するとともに、必要な水質改善を図りながら、生活に潤いを与える水辺空間として活用を検討します。



渡良瀬遊水地



永野川



巴波川

② 山林

- 市北部から西部の山地、丘陵地に広がる山林は、地球温暖化の防止や水源のかん養につながる貴重な自然環境として保護・保全を基本としながら、里山環境を活かした市民の身近なレクリエーション活動や憩いの場等としての活用を検討します。

③ 農地

- 安全・安心な農業生産の確保や農業を活性化するための環境整備に努めるとともに、豊かな田園環境を貴重な自然資源として捉え、景観的保全や観光・体験農園、グリーンツーリズム等の場としての活用を図ります。

■ 自然環境等のネットワークの形成

(3) 地域資源の活用とネットワークの形成

① 自然環境等ネットワーク

- 市を南北に流れる永野川は、市北部から西部の山地・丘陵地と南部の渡良瀬遊水地をつなぐ自然環境をネットワークする軸として、河川及びその周辺の自然環境の保全と、親水空間の確保、自転車ネットワークの形成を検討します。
- 栃木市街地内を流れる巴波川は、舟運で栄えた本市の歴史的経緯を伝えるとともに、蔵の街と一体的に潤いのある歴史的環境・景観を形成していることから、その保全と安全・快適な利用環境づくりを図ります。

② 地域の自然資源等

- 地域に残る緑や水辺の空間は、地域の実情に応じながら身近な自然資源としての保全を図ります。
- 市西部の自然環境は、太平山、岩船山、星野・出流、つがの里等、自然や地域資源を活かした交流の場としても活用されていることから、その保全と活用を図るとともに、相互ネットワーク環境の向上を図ります。



星野遺跡憩の森



ファミリーパーク



岩船山

■市民の快適で清潔な生活を支える供給処理施設等の整備

(4) 供給処理施設等

① 上水道

- 給水普及率の向上とともに、水質管理体制の強化を図り今後も安全で安定した水道水の供給を図ります。

② 下水道

- 市街地等の清潔な生活環境の確保、河川の水質保全及び雨水排水対策のため、公共下水道事業及び合併処理浄化槽の設置を計画的に推進します。

③ 汚物処理場

- 市民の快適で清潔な生活環境を維持するため、汚物処理場の適正な維持管理を図ります。

④ ごみ焼却場

- 広域的なごみ焼却場としてのとちぎクリーンプラザの適切な維持管理を行うとともに、必要に応じた機能強化を検討します。
- 資源物回収活動団体報償金やコンポスト容器設置費補助金制度等の各種制度の活用促進を図りながら、ごみの分別収集や減量化、リサイクル・再資源化を推進します。

⑤ 火葬場

- 栃木市斎場（栃木市火葬場）の適正な維持管理を図るとともに、今後の施設需要の増加等を考慮し、より市民の利用しやすい施設として移転整備を図ります。

■市民の快適で文化的な生活を支える施設の整備

(5) その他の都市施設

① 学校教育施設

- 小・中学校の学校教育施設は、今後の児童・生徒数の動向を踏まえ、学校の適正配置及び関連施設の機能充実を図ります。

② 生涯学習施設

- 地域コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターや公民館は、地域住民の交流、各種活動・学習の場等として、適正な維持管理を図りながら、地域の実情と必要に応じた機能強化を検討します。

③ 歴史・文化施設

- 文化会館、とちぎ蔵の街美術館、下野国庁跡資料館等の各種歴史・文化施設は、歴史性・文化性を高める機能の充実を促進するとともに、市民の歴史・文化に係る各種活動の場や、それらに親しむ場の提供と機会の充実を図ります。



下野国庁跡



藤岡文化会館



都賀文化会館

④ 医療・社会福祉施設

- 高齢者をはじめ誰もが健康で安全・安心に暮らせる環境を確保するため、主要な医療施設の利用環境の確保や医療施設再編への対応を図ります。
- コミュニティセンターや公民館を拠点とした地域ぐるみの福祉活動を展開するとともに、高齢者福祉施設、児童福祉施設、障がい者（児）福祉施設等の機能充実により、共に支え合い安心して暮らせるまちづくりを推進します。



ゆうゆうプラザ



遊楽々館

⑤ 情報発信施設

- 各種公共施設や鉄道駅・道の駅・観光施設等、多くの市民や来訪者が利用する施設を活用し、各種情報を発信することにより本市の多様な魅力のPRを図ります。



蔵の街観光館



道の駅みかも



道の駅にしかた

4. 市街地整備

《基本的な考え方》

■地域の魅力を高める市街地の形成【複合的都市拠点及び地域拠点等の整備】

- ・本市の顔となる栃木駅及び新栃木駅を中心とした複合的都市拠点は、各種都市機能の集約や歴史的町並み等の資源を活かしながら、魅力的な市街地の整備を図ります。
- ・新大平下駅・大平下駅・藤岡駅・家中駅・東武金崎駅・岩舟駅及び野州大塚駅・野州平川駅・合戦場駅・静和駅周辺の鉄道駅を中心とした地域拠点等の既成市街地は、安心して快適に暮らせる良好な住環境の確保を図ります。

■計画的な市街地の整備【快適な暮らしの確保】

- ・現在施行中の土地区画整理事業の円滑な推進を図ります。
- ・密集市街地における居住環境の改善と、整備済み施設の適正な維持管理を図り、定住促進や魅力ある都市環境づくりを推進します。
- ・市街地の状況を踏まえた都市施設の一体的・効率的整備を促進するとともに、都市としてのさらなる発展を目指すため、必要に応じ新たな面的整備を検討します。

■良好な住環境等の確保【面的整備と併せた地区計画制度の導入】

- ・周辺環境と調和したよりきめ細かいまちづくり等が期待できる地区計画制度の導入により、良好な住環境等の確保を図ります。

《基本方針》

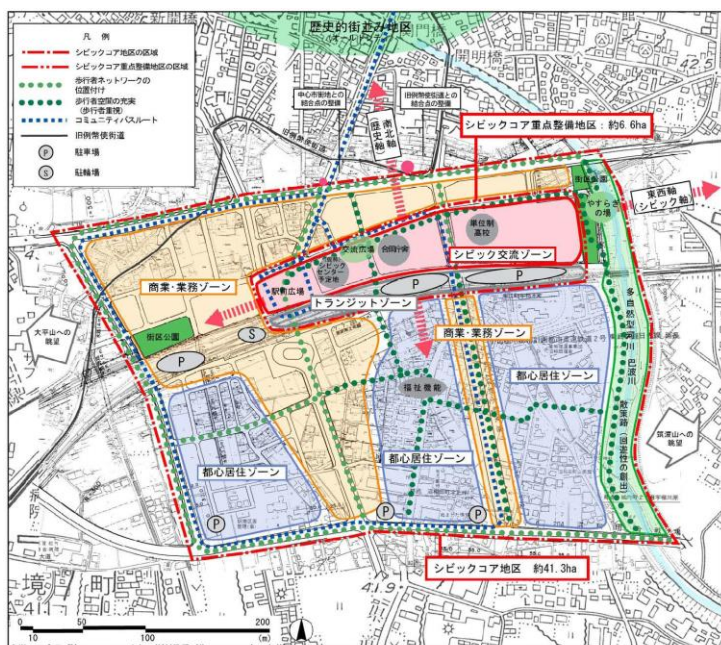
■地域の魅力を高める市街地の形成

(1) 複合的都市拠点の整備（栃木地域拠点）

① 栃木駅周辺（シビックコア地区）

- ・栃木駅周辺においては、本市の賑わい、交流の拠点として「人が、暮らし、集まり、楽しみ、交わり、学ぶ街」の形成を目指すシビックコア地区（平成16年・国の事業同意）を位置づけています。
- ・今後とも、関係機関と調整しながら、土地区画整理事業等の都市基盤整備と併せ、隣接する歴史的町並みとの調和を図りながら高次都市機能の集約による新たな拠点整備を推進します。

【シビックコア地区の概要】



② 栃木駅南地区（医療拠点等）

- ・医療資源を有効に活用し質の高い医療を実現するため、3つの中核病院の統合再編により、地域完結型医療の提供体制の確立、政策医療の提供と健全経営の両立、市民とスタッフに魅力ある運営等を目指す「とちぎメディカルセンターしもつが」の整備を推進します。

③ まちなかの重点的環境整備

- 複合的都市拠点、蔵の街としての風格と個性ある環境整備を継続的に進めるとともに、県庁堀周辺における景観形成、まちなかの未利用地の有効活用、都市計画道路の整備、歴史資源や水と緑のネットワーク形成、土地の高度利用誘導等による高質で魅力ある市街地の形成を図ります。

④ 歴史的町並み環境の保存・整備

- 重要伝統的建造物群保存地区に選定された嘉右衛門町伝建地区や旧日光例幣使街道・巴波川周辺の歴史的町並み環境の保存を図ります。
- 歴史的建造物の修理や歴史的町並みと調和する建築物の修景を促進し、広いエリアで歴史・文化の雰囲気につれることができる空間の形成を図ります。



旧日光例幣使街道沿いの歴史的町並み

⑤ まちなかの活性化

- 栃木駅周辺を中心に、店舗等の集積や一般住宅の立地誘導、低未利用地の計画的な宅地化、幹線道路沿道における適正な土地利用の誘導等による総合的な市街地の整備を図ります。
- 歴史・文化資源や主要施設間を連絡するコミュニティバスの機能強化や、自転車・歩行者ネットワークの形成により、まちなかの移動環境の確保と交流人口の拡大による活性化を図ります。

(2) 地域拠点の整備

① 大平地域拠点

- 新大平下駅、大平下駅周辺を中心とした大平地域拠点は、新大平下駅西口駅前広場の整備をはじめとした都市基盤整備、栃木藤岡バイパス沿道の土地利用誘導等、快適で魅力ある地域拠点の形成を図ります。
- 土地区画整理事業による良好な市街地形成を図りながら、安全で快適に移動できる歩行者空間の確保、身近な憩いの場となる公園等の適正な配置、公共交通の強化等、住みやすい生活環境づくりを図ります。



新大平下駅西口



大平下駅



栃木藤岡線

② 藤岡地域拠点

- 藤岡駅を中心とした藤岡地域拠点は、都市機能の集約による機能強化と居住環境の向上を図りながら、駅周辺における都市的土地利用の誘導、道路体系の整備、安全・快適な交通移動環境の確保等により、高質で魅力ある地域拠点の形成を図ります。
- 既存道路等を活用した歩行者系ネットワークの形成や公共交通の強化、水と緑を活かした修景等により、渡良瀬遊水地と連携した魅力の向上を図ります。



藤岡駅



藤岡駅前



渡良瀬遊水地

③ 都賀地域拠点

- 家中駅を中心とした都賀地域拠点は、都市機能の集約による機能強化と居住環境の向上を図りながら、道路体系の整備、公共交通の強化、安全・快適な交通移動環境の確保等により、都賀地域の顔となる地域拠点の形成を図ります。



家中駅



家中駅前



小山栃木都賀線

④ 西方地域拠点

- 東武金崎駅を中心とした西方地域拠点は、面的整備と一体となった道路・公園・下水道等の都市基盤の整備を推進し、公共公益機能、文化・交流機能等の集約配置や公共交通の強化により、地域の中心市街地としてふさわしい市街地形成と活性化を図ります。



東武金崎駅



東武金崎駅前



西方総合支所周辺

⑤ 岩舟地域拠点

- 岩舟駅、市役所岩舟総合支所周辺を中心とした岩舟地域拠点は、都市基盤の整備を推進し、公共公益機能、文化・交流機能等を活かした都市機能の充実や公共交通の強化により、地域の中心市街地としてふさわしい市街地形成と活性化を図ります。



岩舟駅



岩舟総合支所周辺



桐生岩舟線

■ 計画的な市街地の整備

(3) 面的整備

① 土地区画整理事業の推進

- 複合的都市拠点や各地域拠点周辺において施行中の土地区画整理事業の円滑な推進を図ります。

② 新たな面的整備の検討

- 駅周辺におけるコンパクトで高質かつ一体的な都市づくりを目指し必要な土地区画整理事業の導入を図ります。
- 既成市街地の更新が必要なエリア（栃木駅周辺の密集市街地等）における必要性を検討するとともに、藤岡駅周辺、東武金崎駅周辺（中心地区形成プロジェクト）、岩舟駅周辺、静和駅周辺等、各地域における面的な整備に向けた取り組みを踏まえた検討を行います。

■ 良好な住環境等の確保

(4) 地区計画

- 面的整備と併せた地区計画の導入を図り、地区の特性に応じた計画的で、きめの細かいまちづくりを市民等と協働で促進します。
- 面的整備以外の地区においても、良好な居住環境等の確保のため、地域の実情等に応じた地区計画の導入を検討します。

5. 都市防災

《基本的な考え方》

■災害に強い都市の形成【安全・安心な防災まちづくり】

- ・風水害や震災等の災害を未然に防ぐとともに、万が一災害が発生した場合には、その被害を最小限に抑え、適切な応急、迅速な復旧が行える災害に強いまちづくりを進めます。
- ・今後の都市整備においては、市街地・田園集落・中山間地域等の特性を踏まえた災害を予測しながら、それぞれの被害を最小限に抑える“減災”の視点による都市基盤整備・面的整備を推進します。
- ・災害時の市民の安全を確保するため、身近なエリアの避難路・避難場所・防災拠点を確認するとともに、市全域の連携・役割分担等による防災機能の向上を図ります。

■防災体制の強化・連携等【みんなで高める防災まちづくり】

- ・災害発生時に迅速かつ的確に対応するとともに、災害からの速やかな復旧を図るため、市民・企業・団体・行政の連携体制の強化・確立を図ります。
- ・ハザードマップや防災パンフレットの配布、防災訓練及び防災講習会の開催等、防災知識の普及と意識啓発を図ります。

《基本方針》

■災害に強い都市の形成

(1) 都市基盤

① 建築物の不燃化・耐震化の促進

- ・災害に強く市民が安心して暮らせる環境を確保するため、建築物の新築や建て替え時における建築物の不燃化・耐震化を促進します。

② 避難路・避難場所・防災活動の場の確保

- ・避難路となる道路、避難場所となる公園や災害対策拠点となる公共施設（市役所や道の駅等）の防災機能の強化を図ります。
- ・既成市街地等における狭あい道路や行き止まり道路は、消防車・救急車の進入、救急活動の場、被害拡大を抑制する防災帯としての機能を確保するため、市街地や建築物の更新と併せた拡幅・改善を促進します。



道の駅みかもでの防災訓練

③ 浸水地域の解消等による雨水処理機能の向上

- ・河川改修、公共下水道等の整備とともに、道路整備における透水性舗装等を進め、雨水処理機能の向上を図ります。

④ 沿道の建物不燃化による延焼防止

- ・主要な幹線道路沿道は、建築物の不燃化を促進し、延焼防止機能の強化を図ります。

⑤ 災害に強いライフラインの機能更新

- ・耐震型の水道管の敷設、下水道の耐震対策、ガス、電気等のライフラインの災害対応力の強化を促進します。

■防災体制の強化・連携

(2) 防災体制の強化・確立

- 災害発生時の被害を最小限に抑え、迅速な救命救急活動を実行できるよう、行政の危機管理体制と、関連する各機関・企業との連携体制の強化を促進します。
- 災害からの速やかな復旧により、生活環境の回復や日常生活への早急な復帰を図れるよう、市民・企業・団体・行政の連携体制を確保します。
- 大規模災害が発生した場合は、応急対策や復旧対策に必要な職員の派遣や資機材・食料・飲料水の提供等の応援業務を相互に実施するため、「大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定」の締結等、広域的な都市連携の枠組みの中で対応できる体制づくりを検討します。

(3) 防災意識の高揚

- 市民が災害に対する知識を共有し防災意識を高めるため、ハザードマップ等の各種情報の市民への周知を図ります。
- 住民・企業・団体・行政が連携しながら取り組む防災まちづくりのため、地域防災訓練への積極的な参加や自主防災組織への参画及び設立を推進します。



市民参加による防災訓練

6. 都市景観

《基本的な考え方》

■地域の個性が輝く景観形成【地域資源の活用による魅力ある景観形成】

- ・各地域の鉄道駅周辺や点在する公共施設等を中心に、先導的な景観整備を推進し、象徴性のある景観形成を図ります。
- ・本市を特徴づけている豊かな自然環境や歴史・文化資源を守るとともに、それらを景観づくりにおいて有効に活用し、魅力ある都市景観の形成を図ります。
- ・住宅地、商業・業務地、工業地、田園集落地等、各地区の特性に応じた適正な景観誘導を図り、地区にふさわしい景観を創出します。

■交流人口拡大に資する都市景観の形成【観光・レクリエーション資源の活用】

- ・交流人口の拡大による賑わい・活力づくりのため、優れた自然・歴史景観の保全と有効活用のバランスに配慮しながら、魅力ある景観形成を図っていきます。

■市民等協働型の景観形成【みんなでつくるふるさと栃木の景観づくり】

- ・景観に対する意識高揚を図りながら、市民・企業・団体・行政が一体となった協働型の景観づくりを推進し、誰もが愛着を感じ誇りに思える美しいふるさとの景観形成を図ります。

《基本方針》

■地域の個性が輝く景観形成

(1) 拠点的な景観形成

① 複合的都市拠点、地域拠点における景観形成

- 複合的都市拠点は、本市の玄関口としてふさわしい栃木駅周辺の都市景観と、歴史的町並み拠点における歴史景観が調和・融合した景観形成を図ります。特に、旧日光例幣使街道・巴波川周辺の重要伝統的建造物群保存地区は、修景基準に基づく質の高い景観誘導を図ります。
- 地域拠点は、各地域の玄関口となる鉄道駅周辺を中心に、地域の特性を踏まえながら良好な市街地景観の形成を図ります。



栃木駅

② 景観に配慮した公共施設づくり

- 多くの市民が利用する公共施設・道路・公園等は、各地域や周辺の景観特性に応じ、象徴的で親しみやすい景観形成に配慮した整備を図ります。

(2) 地域資源の活用

① 歴史・文化資源を活かした景観形成

- 蔵の街・下野国庁跡等の本市を代表する歴史・文化資源や、各地域に見られる神社・仏閣、伝統的なお祭り等は、後世に継承すべき資源として研究・保全しながら、有効な景観資源として活用し、本市らしい風格と趣のある景観形成を図ります。



巴波川・蔵の街

② 自然環境を活かした景観形成

- 太平山・三轟山・渡良瀬遊水地や河川・田園景観等の豊かな自然環境を保全しながら、観光・レクリエーション資源等として活用し、潤いと魅力ある景観形成を図ります。



太平山



三轟山



思川

(3) 適正な景観誘導

① 住宅地

- 建築物の高さや形態・色彩等の適正な景観誘導を行うことにより、落ち着いた町並み景観の形成を図ります。
- 生垣や敷地内緑化の促進等により、緑豊かな景観形成を図ります。

② 商業・業務地

- 周辺の歴史・文化景観や自然景観との調和に配慮した建築物・屋外広告物の形態・色彩等の適正な景観誘導により、良好な賑わい空間の創出を図ります。
- 幹線道路沿道や郊外部の大規模な店舗等は、建築物や屋外広告物の高さ・形態・色彩・駐車場・敷地等についての適正な景観誘導を行う等、良好な眺望景観の確保、沿道景観の形成を図ります。
- 敷地内の緑化やオープンスペースの確保等により、賑わいの中にも潤いとゆとりが感じられる景観の創出を促進します。

③ 産業地

- 周辺の景観や住宅地等への景観的配慮を前提とした適正な景観誘導を行うことにより、緑豊かで威圧感のない景観の創出を促進します。

④ 田園集落地

- 集落地内に見られる社寺林・屋敷林・生垣等が一体となったふるさつを感じる集落景観の保全を図ります。
- 比較的平坦な田園地帯と、太平山・三轟山をはじめとする山々、渡良瀬遊水地や河川の水辺空間等による特徴的な田園集落景観を保全するとともに、住民等の景観形成意識の普及・啓発により、誇れるふるさとの景観の形成を促進します。



藤岡地域の田園集落地



岩舟地域の田園集落地

■交流人口拡大に資する都市景観の形成

(4) 景観を活かした賑わい・活力の創出

① 歴史・文化景観の保全・活用

- 本市を代表する旧日光例幣使街道・巴波川周辺における蔵の街は、必要な観光基盤の整備やPR等を進めながら、本市を代表する景観資源として積極的に活用し、交流人口拡大によるまちの活性化を促進します。
- 各地域に見られる多様な歴史・文化資源についても、必要な景観整備等を行いながら、地域力の向上に資する個性と魅力ある活用を図ります。

② 自然景観の保全・活用

- 太平山麓地域・渡良瀬遊水地・つがの里・岩船山等の自然資源は、観光・体験農園やスポーツ・レクリエーションの場であるとともに周辺地域を含めた総合的な観光資源として捉え、景観整備や施設整備等を検討しながら、交流人口拡大を促進します。

③ 観光施策との連携

- 歴史・文化景観や自然景観を観光資源としてさらに発展活用していくため、民間施設等との連携やPR活動等、観光施策との一体的・総合的連携を図ります。
- 歴史・文化資源や自然資源は、それらを連絡することによる回遊性の確保を図るため、歩行者、自転車によるネットワーク形成を検討します。



渡良瀬遊水地の熱気球

■市民等協働型の景観形成

(5) 景観に対する意識高揚

① 市民・企業・団体・行政の景観意識の高揚

- 景観形成には市民・企業・団体等の理解と協力が必要不可欠であり、景観に対する意識高揚を図りながら、協働による効率的で一体的な景観形成を促進します。
- 住宅地・商業・業務地・産業地・田園集落地等、それぞれの特性を活かした景観形成のため、そこに生活・活動する人々が主体的に関わりながら、市民が誇りと愛着を持って景観形成に取り組めるよう、『栃木市景観計画』における将来像の共有や参画方法の周知等を図ります。

7. 都市環境

《基本的な考え方》

■コンパクトシティと低炭素社会の実現【まちづくりからの着実な取り組み】

- ・ 鉄道駅を中心とした都市機能の集約により、環境負荷が少なく暮らしやすいコンパクトシティの実現を目指します。
- ・ 公共交通機関の利便性を最大限活かした交通システムの導入を図ります。
- ・ 公共交通・自転車利用の促進や、安全・快適な歩行者環境の確保により、自動車依存を軽減し、環境にやさしい低炭素社会の実現を図ります。

■地球環境に配慮したまちづくり【環境に配慮した整備と整備済み施設等の維持管理】

- ・ 市街地整備や都市施設の整備に当たっては、環境負荷の少ない手法・材料等を採用し、自然環境への影響の軽減を図ります。
- ・ 長寿命化や維持管理に配慮した整備を実施するとともに、整備済みの施設等の適正な維持管理により、新たな整備や補修等を抑えた環境に配慮したまちづくりを目指します。

■自然と共生するまちづくり【自然環境の保全・活用】

- ・ 自然と都市が調和した持続可能なまちづくりを目指し、本市の貴重な自然資源の保全を図るとともに、潤いと安らぎのある暮らしに資する自然環境の活用を図ります。

■協働で進める快適な都市環境づくり【生活、事業・産業活動における環境配慮意識の高揚】

- ・ 市民・企業・団体・行政が協働して環境に配慮したまちづくりを推進するため、それぞれの役割を果たしながら、環境にやさしい活動等に取り組めるよう意識高揚と必要な支援措置等を図ります。

《基本方針》

■コンパクトシティと低炭素社会の実現

(1) コンパクトシティの実現

- ・ 本市が目指すコンパクトシティを次のとおり設定します。

《各地域の中心市街地が鉄道によって結ばれる一体的な都市構造の形成》

新市の都市構造上の特性である、南北の都市的土地利用ゾーンにおける核となる市街地づくり。都市活動や居住の中心としての機能を集約していく。

《主な鉄道駅周辺への都市機能の集約》

行政や商業等の機能が集約し、中心市街地で生活に関する活動が充足する。

《公共交通の拠点である駅を中心とした住みやすい市街地》

鉄道や徒歩の環境を充実させ、高齢者をはじめ誰もが利用しやすいまちとすることで、まちなかの定住を支援する。

《クルマの利用にも配慮した市街地づくり》

クルマ移動が主となっている実情を踏まえ、田園集落や中山間地域から利用しやすい道路網形成と市街地内の道路網の充実により、市全域の生活を支援する拠点づくりを図る。

《既存の都市基盤を活かした環境負荷の少ないまちづくり》

整備済みの都市基盤や各種施設等を活かし、新たな整備や維持管理コストを抑制することによる、環境負荷や財政負担の軽減に配慮した市街地づくり。

- ・ 上記のコンパクトシティを実現するため、日常の買い物などが歩いて利用できる身近な範囲になるよう、都市機能や行政機能の集約を図ります。
また、定住環境を向上させる駅周辺などにおける居住の誘導、公共交通や歩行者等の安全・快適な通行、道路等の都市基盤が整備された住みよい環境づくり、地域資源を活かした魅力・賑わいづくり等、関連する部門を含めた一体的なまちづくりを進めます。

(2) 自動車依存の軽減

① 公共交通を活かした交通システムの導入

- 福祉的、観光的視点も含め、低炭素社会の実現に向けた自動車依存の軽減を図るため、デマンドタクシー・コミュニティバスの充実を図ります。

② 自転車利用の促進と歩行者環境の整備

- 身近で軽快な移動を可能とする自転車利用を促進するため、自転車専用レーン・専用道路の設置を検討します。
- 子どもや高齢者が安心して外出できるまちづくりを促進するため、バリアフリー化や危険な交差点の解消等を図ります。



新栃木駅前の自転車専用レーン



大平地域の幹線道路の歩行者環境

■地球環境に配慮したまちづくり

(3) 環境負荷の軽減

① 環境に配慮した都市施設の整備

- 道路や公園、公共施設等の都市施設の整備に当たっては、環境に配慮した工法・素材等の採用を検討するとともに、積極的な緑化や再生可能エネルギーの活用等、総合的な環境配慮を促進します。

② 都市施設の適正な維持管理

- 既存施設及び今後整備される都市施設は、整備にかかるコストと維持管理コストの検討により、長寿命化による整備・更新や適正な維持管理の実現を目指し、環境負荷の軽減や事業費・維持管理費等の縮減を図ります。

■自然と共生するまちづくり

(4) 自然環境の保全・活用

① 自然環境の保全

- 自然公園地域及び同特別地域に指定されている太平山県立自然公園や市内の自然保全地域、保安林等については、法に基づく自然環境の適正な保全を図ります。
- 北西部の山地・丘陵地から南部の渡良瀬遊水地という豊かな自然環境を保全し、後世への継承を図ります。
- 特に、渡良瀬遊水地はラムサール条約の登録地として、保全を前提としながら、本市の優れた自然環境を広くPRするため、湿地環境に対する自然学習等の有効活用を図ります。



渡良瀬遊水地

② 自然環境の活用

- 豊かな自然環境の保全とともに、本市の魅力向上のため広域的な憩い・観光・レクリエーション・スポーツの場、自然学習・体験の場として有効活用を図ります。

■協働で進める快適な都市環境づくり

(5) 環境配慮意識の高揚

- 市民・企業・団体・行政の協働による環境保全対策や都市施設等の維持管理及び低炭素社会実現のため、関連する各種情報を市民等に提供し意識高揚を図るとともに、各種活動への参画や自主活動の展開等を促進します。